# 住所変更手続き 説明会 (法人・事業所様向け)

呉市 都市計画課 総務グループ

# 法人事業所様向け説明の流れ

1. 最初に法人事業所様に共通する手続きなどをご説明いたします。

2. 最後に法人登記をされている法人事業所様 への説明をおこないます。

「法人の所在地・代表者の住所変更」「法人の不動産登記変更」について、ご説明いたします。

# 法人事業所様に 共通する手続きなど

# はじめに(表紙・1ページ)

- 住所変更の対象地域 広古新開7丁目・8丁目・9丁目
- 住所変更の実施日平成28年9月17日(土)
  - ※この日から変更後の住所を使 用することとなります。
- 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできません。

### 住所変更手続きのしおり (広古新開7丁目・8丁目・9丁目)

平成28年9月17日(土)から 住所が変わります。

※ 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。

住所の変更日は土曜日であるため、呉市役所を含むほとんど の窓口が休みとなっています。ご注意ください。

### 問い合わせ先

具市 都市部 都市計画課 総務グループ お (0823) 25-3366

【ホームページでも情報を発信しています。是非ご覧ください。】 呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp 行政の窓口 → 組織で探す → 都市部 都市計画課 →

平成28年8月 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ発行

1

広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備(住所変更

### 目次

### (しおり2ページ)

- ・ はじめに(住所変更の対象地域. 実施日.手続き開始日)
- みなさまにお届けしたもの
- 住所の変更について
- 郵便について
- 証明書の発行について
- 住所変更手続きについて(手続 きが不要なもの、手続きが必要 なもの)

### はじめに

広古新開7丁目・8丁目・9丁目では、土地区画整理事業を実施 いため、わかりにくいものになっています。このたびの住居表示再整 所変更は、土地区画整理事業により形成された街区をもとに、わかりやすい住所

住所の変更に伴い、お住まいの方々の住所や法人・事業所等の所在地の表示が、 同封の「住居表示変更通知書」のとおり変更となります。

住所変更の実施日(平成28年9月17日)以降は、変更後の住所を使用する ことになりますので、ご協力をお願いいたします。

### 目次

| $\Diamond$ | このしおりと一緒にお届けしたもの ・・・・・・・                      | 3              |
|------------|---|----------------|
| $\Diamond$ | 委託事業者が取付けに伺うもの ・・・・・・・・・                      | 4              |
|            | (町名補助板・住居番号表示板)                               |                |
| $\Diamond$ | 住所の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5              |
|            | 町名のアラビア数字と漢数字について ・・・・・・・                     | 5              |
|            | 法人登記や不動産登記での町名の数字について・・・・・                    | 5              |
| $\Diamond$ | 郵便について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 6              |
| $\Diamond$ | 証明書の発行(通知書が不足する場合)・・・・・・・                     | 7              |
| $\Diamond$ | 住所変更手続きについて・・・・・・・・・・・                        | 8              |
|            | • 手続きが不要なもの ・・・・・・・・・・・・・                     | 8~10           |
|            | <ul><li>手続きが必要な主なもの ・・・・・・・・・・</li></ul>      | 11~16          |
|            | 【各種手続きの詳細】                                    |                |
|            | (運転免許証の手続き)・・・・・・・・・・・・                       | 1 7            |
|            | (不動産所有者の変更登記の手続き)・・・・・・・・                     | 18~20          |
| $\Diamond$ | よくある質問 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 2 1            |
| $\Diamond$ | その他ご注意頂きたいこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・                | 2 2            |
| $\Diamond$ | 委任状の一般的な様式 ・・・・・・・・・・・・・・                     | 2 2            |
|            | *手続きの際には,事前に関係機関にお問合せくださし                     | \ <sub>o</sub> |
| $\Diamond$ | 関係機関のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 23~24          |
|            | 2   |                |
|            |   |                |

# みなさまにお届けしたもの (しおり3ページ)

- 住所変更手続きのしおり
- 通知書(住居表示変更通知書)
- 新旧対照案内図
- 街区案内図
- お知らせ用はがき
- 相談窓口, 証明書時間外発行 臨時窓口のお知らせ



## 住所変更手続きのしおり

(みなさまにお届けしたもの)

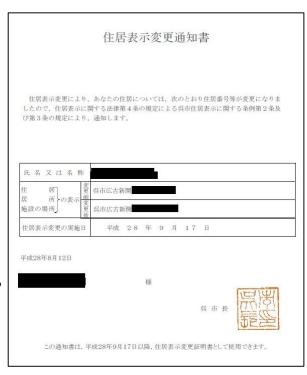
- 住所変更手続きのしおりでは、このたびの住居表示再整備に伴う、住所変更の内容や手続きの方法などを解説しております。
- 特に、しおり11ページから16ページ までの「住所変更手続きが必要な主 なもの」については、該当されるもの があるかをご確認ください。
- 住所変更手続きについては、後のスライドで詳しくご説明いたします。

# 住所変更手続きのしおり (広古新開7丁目・8丁目・9丁目) 平成28年9月17日(土)から 住所が変わります。 ※ 住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。 住所の変更日は土曜日であるため、呉市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっています。ご注意ください。 問い合わせ先 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ (0823)25-3366 【本ーペーラをも情報を発信しています。是非ご覧ください。 「大変の窓口・組織で探す・部所部 都市計画課・ 広古新開7丁目・8丁目の住居表示再整備(住所変更)

## 通知書(住居表示変更通知書)

### (みなさまにお届けしたもの)

- 住所の変更についての通知です。
- 対象者の名称,変更前の住所,変更後の住所, 実施日が記載されています。
- 法人事業所様に、6枚を配布しております。
- 住所変更の実施日である平成28年9月17日 以降,証明書として使用できます。
- 住所変更手続きの際,通知書を添付することにより,手数料等は免除,非課税となります。
- 当初配布の枚数で不足する方は、実施日以降、 証明書をご請求ください。
- 証明書の詳細は、後のスライドで説明いたします。



## 新旧対照案内図

(みなさまにお届けしたもの)

- 新旧対照案内図は、住所案内用の地図です。各建物の新旧住所がわかるようになっています。
- 区域内に建物を所有する方は、この地図で建物の新しい住所をご確認いただけます。

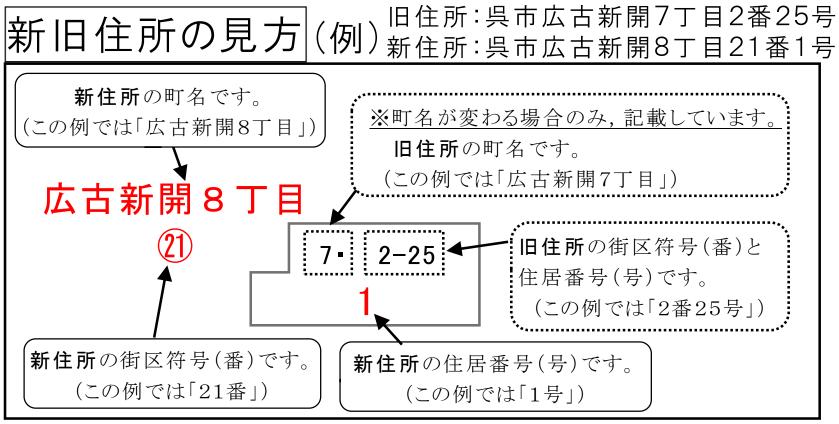


# 新旧対照案内図の見方 1/2

• 新旧対照案内図の左下をご覧ください。



# 新旧対照案内図の見方 2/2

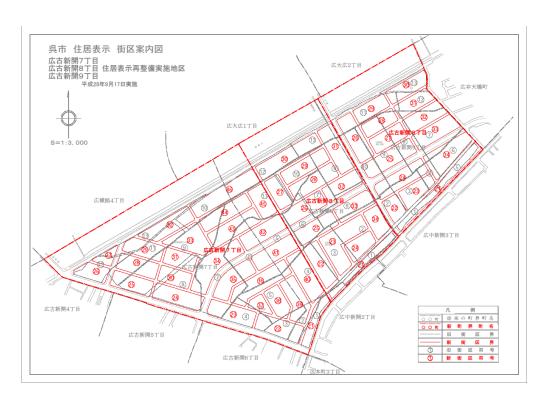


※この記載例は、架空の住所です。

## 街区案内図

(みなさまにお届けしたもの)

- ・街区の案内図です。
- 旧街区と新街区がわかるようになっています。



## お知らせ用はがき

(みなさまにお届けしたもの)

- ・ 法人事業所の方には200枚を配布しています。
- はがきの書き方や投函の方法については、後のスライドで説明いたします。



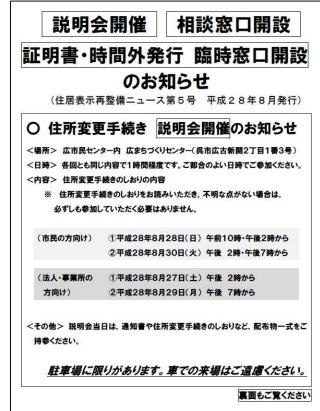
# 相談窓口,証明書時間外発行臨時窓口のお知らせ(みなさまにお届けしたもの)

- 相談窓口と証明書時間外発行臨時窓口のお知らせです。
- どちらも、広市民センター1階に開設いたします。
- 相談窓口の開設日時
   平成28年9月18日(日)~10月2日(日)
   平日 午前8時30分~午後7時
   土日祝 午前8時30分~午後5時15分
- 証明書時間外発行臨時窓口の開設日時 平成28年9月18日(日)~10月2日(日)

平日 午後5時15分~午後7時

土日祝 午前8時30分~午後5時15分

※ 平日の午前8時30分~午後5時15分は, 広 市民センター窓口, 本庁都市計画課窓口をご 利用ください。



### 法人登記をされている法人・事業所の方 (みなさまにお届けしたもの)

- 法人登記をされている法人・事業所の方には、別のしおり「会社等法人の変更登記について」を同封しております。
- 法人登記変更については、こちらをご覧ください。

平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目 住居表示再整備による 会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登記してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合 法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、 法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が,土地建物等の不動産を 所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有して いる場合

### お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ (0823)25-3366

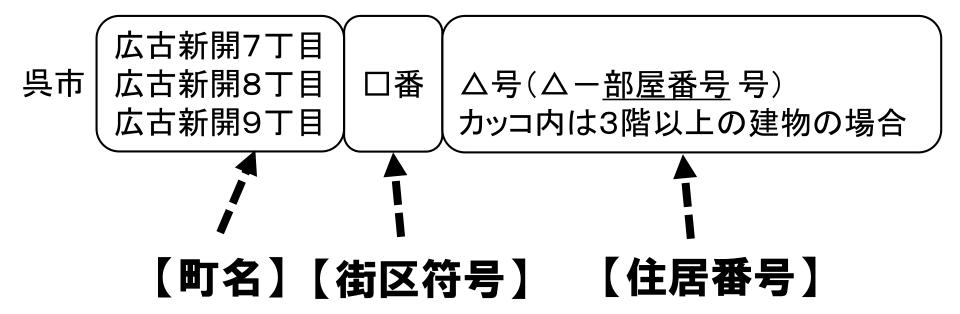
法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

1

# 住所の変更について (しおり5ページ)

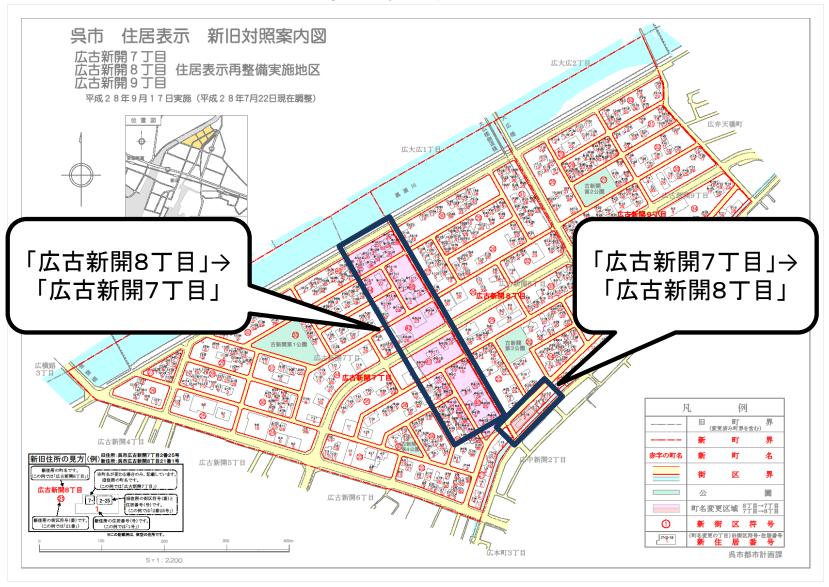
・住所の変更内容をご説明いたします。



# 町名(広古新開〇丁目)

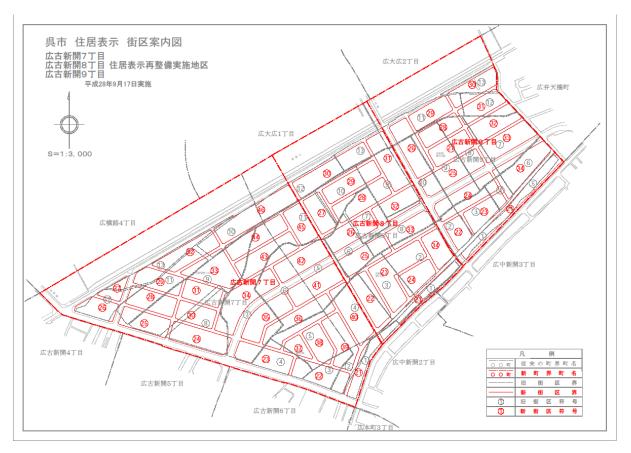
- 広古新開7丁目と8丁目では、町名が変更となる区域があります。
- 「新旧対照案内図」で町名が変わっている区域を確認することができます。
- 「通知書」の変更前と変更後の住所で、町名の部分が変更になっている方は、特にご注意ください。

# 町名が変更される区域



# 街区符号(〇番)

- ・ 変更前の住所では、1番~13番です。
- ・ 変更後の住所では、21番から順番につけています。



## 住居番号(〇号または〇一部屋番号号) 1/2

- 21番から設定した各街区ごとに、右回りに順序良くつけています。
- 3階以上の建物については、部屋番号を加えます。



## 住居番号(〇号または〇一部屋番号号) 2/2

- 広古新開7丁目 34番街区をご覧ください。
- 右下の角を起点として、右回りに住居番号がついています。



### 住所変更の「お知らせ用はがき」

(「郵便について」しおり6ページ)

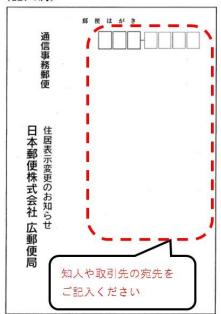
- みなさまに配布した「お知らせ用はがき」は、知人や取引先に新しい住所をお知らせするためのはがきで、広郵便局から提供を受けています。
- 送料は無料です。
- このはがきは、<u>住所変更実施日前</u> に投函することが出来ます。
- このはがきは必ず送付しなければ ならないものではありません。ご事 情に応じてご利用ください。

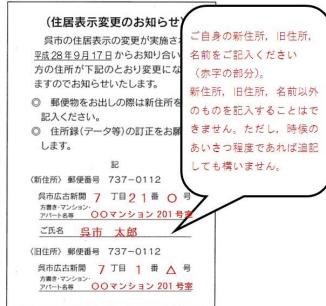


# 「お知らせ用はがき」の書き方

(しおり6ページ)

(記入例)





- 表面に知人や取引 先のあて先をご記 入ください。
- 裏面には、ご自身 の新住所、旧住所、 氏名をご記入くだ さい。

- はがきが入っていた封筒に、はがきをま とめて入れ、ポストに投函してください。
- 平成28年9月17日の実施日以前に投 函できます。



# 郵便配達について (しおり6ページ)

- 旧住所で書かれた郵便物でも, 住所変更後も当面の間,配達 されます。
- 広郵便局への「転送届」の提出 は不要です。
- 郵便番号に変更はありません 737-0112

### 郵便について

- (1) 住所変更の「お知らせ用はがき」について
- ① このはがきは、新しい住所を知人や取引先などに知らせるもので、日本郵便(株)が発行する無料のはがきです。平成28年9月17日(土)の実施日以前に投函できます。
- ② ご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、ポストに投函してください。あて先が混在していてもかまいません。はがきの裏面余白に、簡単な時候の挨拶程度を記載することは差し支えありません。ただ、営業のご案内などの記載はご遠慮ください。
- ③ 枚数の追加や同形式のはがきをパソコン等で私製したい場合など、「お知らせ用はがき」 に関するお問合せは、下記の広郵便局にご相談ください。
- ④ 枚数が不足する場合には、数に限りがありますが、広郵便局と呉市役所に在庫があります。ご希望の方は、広郵便局または呉市役所都市計画課にお問合せください。

### (記入例)



- (2) 郵便配達について
- ① あて先が旧住所で書かれた郵便物でも、住所変更後も当面の間、配達されます。
- ② 今回の住所変更では、郵便局への転送届は必要ありません。
- ③ 郵便番号に変更はありません。〒737-0112

### (3) 郵便についてのお問合せ

日本郵便株式会社 広郵便局 〒737-0199 呉市広本町1丁目6番1号 **25**(0823)71-9396 受付時間:平日 午前9時~午後5時

6

# 証明書の発行(通知書が不足する場合) (しおり7ページ)

- 住所変更手続きに必要な「住居表示変更通知書」は、6枚を配布しております。
- 配布した通知書で不足する場合,証明書をご利用ください。
- 証明書発行は、広市民センター、本庁都市 計画課、各市民センターです。
- 証明書発行の申請は、郵送でも可能です。 詳細はしおり7ページをご覧ください。
- 期間を限定して証明書発行の時間外発行窓口を開設いたします。詳細はA4両面印刷の「お知らせ」をご覧ください。

### 証明書の発行(通知書が不足する場合)

住所変更手続きに必要な「住居表示変更通知書」を15歳以上の方,一人につき6枚ずつ同 封しておりますが,不足する場合は,平成28年9月20日(火)以降(年末年始及び土日祝 日を除く),呉市役所都市計画課(市役所6階),広市民センター,各市民センターにて,無料 で発行します。

代理の方でも, 委任状なしでお取りいただけます。また, 郵送での請求も可能です (実施日 以前でも請求は可能ですが, 発行は実施日以降となります)。

証明書発行の申請の際には、①旧住所 ②新住所 ③氏名の記載が必要になります。この3 つがわかるものをご持参ください (氏名だけでの発行はできません)。

呉市 都市計画課 総務グループ ☎(0823)25-3366

### ≪郵送での請求方法≫

宛先 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

呉市 都市計画課 総務グループ 宛 上記宛先まで、次の2点を送付してください。

中津書 / 医等等にお書きいただいでも仕事です

申請書の記載事項:申請する年月日,申請者の住所と氏名,変更前の住所,変更後の住所, 対象者の氏名,証明書の必要枚数,電話番号

・返信用封筒 82円切手を貼り、宛先を記載した封筒

申請書

平成28年○月○日

申請者 呉市中央〇丁目〇番〇号

呉市 花子

住居表示変更証明書の発行を申請します。

変更前住所 呉市広古新開〇丁目〇番〇号

変更後住所 呉市広古新開○丁目△番△号

対象者氏名 呉市 太郎 必要枚数 2枚 電話番号 00-0000

(申請書記載例)

82円 000-0000 切手

呉市中央○丁目○番○号

呉市 花子

(返信用封筒記載例)

7

# 住所変更手続きについてご説明いたします。

- このたびの住所変更では、自動的に変更となるものと住所変更手続きが必要なものがございます。
- みなさまには住所変更手続きでお手間をおかけすることとなり、申し訳ございません。

# 住所変更手続きが不要なもの

# 水道・下水道、電気、都市ガス

### (手続きが不要なもの)(しおり9ページ)

- 手続きは不要です。
- 変更手続きの都合上, しばらくの間,旧住所で 通知などが届く場合が あります。ご了承ください。

| 手続きが不要なもの | (次のものについては, | 手続きは不要です) |
|-----------|-------------|-----------|

|          |                            | 1711 0111 1111                     |
|----------|----------------------------|------------------------------------|
| 精神       | 申障害者保健福祉手帳,                | 旧住所のままで引き続きご利用いただけます。公簿の書          |
| 自3       | 立支援医療受給者証(精神通              | 換えは呉市が行います。                        |
| 院)       |                            | 手帳・受給者証住所の書換えを希望される場合は、障害          |
|          |                            | 福祉課(市役所2階), 東保健センター(広市民センター        |
|          |                            | 内) に来られた際、書換えを行います。                |
| いる       | きいきパス                      | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。           |
| (7       | 高齢者,障害者)                   |                                    |
|          | 国民年金・厚生年金受給権者              | 日本年金機構が新住所に書き換えます。ただし、日本年          |
| 年        | 国民 中亚 字 工 中亚 文 相 惟 有       | 金機構へ住民票コードを届け出ていない方や届出住所と住         |
| 金        |                            | 民票の住所が異なる方は手続きが必要です。               |
| 312      |                            | 詳細は、呉年金事務所( <b>2</b> 22-1691)へお問合せ |
|          |                            | ください。                              |
|          |                            | 1,744.0                            |
|          | 国民年金加入者(第1号被保              | 日本年金機構が新住所に書き換えます。しばらくの間は          |
|          | <b>険者)(自営業者,学生等)</b>       | 通知等が旧住所で届く場合がありますので、ご了承くださ         |
|          |                            | い。                                 |
|          | 11 34 4 A WIAL &           | *年金手帳の住所変更は不要です。                   |
|          | 共済年金受給者                    | 共済組合が新住所に書き換えます。ご不明な点があれ           |
|          |                            | ば、共済組合にお問合せください。                   |
| 呉市       | 方立小学校及び中学校の児童生徒。           | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。           |
| /J\2     | 学校・中学校就学奨励費受給者             | *通学区域の変更はありません。                    |
| 123      | 7.0k = 조분 및 사용수상           | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。母          |
| DI-      | 子健康手帳,乳幼児検診                |                                    |
|          |                            | 子健康手帳の住所記載は各自で変更してください。            |
|          | 首・下水道                      | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。手          |
|          | 26-1615                    | 続きの都合上、しばらくの間は旧住所で通知等が届く場合         |
| (1       | <b>呉市上下水道局営業課)</b>         | があります。ご了承ください。                     |
|          | 気(中国電力)                    | 中国電力に、呉市から新しい住所への書き換えを依頼し          |
|          | 0120-138-514               | ます。手続きの都合上、しばらくの間は旧住所で通知等が         |
| ( -      | 中国電力広島カスタマーセンター)           | 届く場合があります。ご了承ください。                 |
|          |                            | なお, しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は,         |
|          |                            | 中国電力にお問合せください。                     |
| 都可       | <b>市ガス(広島ガス)</b>           | 広島ガスに、呉市から新しい住所への書き換えを依頼し          |
| <b>7</b> | 22-1234                    | ます。手続きの都合上,しばらくの間は旧住所で通知等が         |
| [3       | を付時間】                      | 届く場合があります。ご了承ください。                 |
| 月暗       | 閏日∼金曜日 8 時 50 分から 19 時     | なお,しばらくたっても旧住所で通知等が届く場合は,          |
| ±·       | 日・祝祭日 8 時 50 分から 17 時 30 分 | 広島ガスにお問合せください。                     |
|          |                            |                                    |
|          |                            |                                    |

飲食店や理容店の営業許可 医療機関,施術所,歯科技工所の届出事項 薬局,医薬品・毒物劇物販売業の許可事項 第一種動物取扱業の登録 (手続きが不要なもの)(しおり10ページ)

- 呉市保健所が公簿の書き 換えを行います。
- 手続きは不要です。

| 手続きが不要なもの                     | (/+ o + o   o   o   o   T   t + t + T = T + 1 |
|-------------------------------|---|
| 一手続きが不安なもの                    | <u>(次のものについては、手続きは不要です)</u>                   |
| · 営業許可(飲食店,理容店)               | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。                      |
| · 医療機関,施術所,歯科技工所              |   |
| の届出事項                         | *呉市保健所及び呉市環境部が管轄している一部の許可等                    |
| · 薬局,医薬品·毒物劇物販売業              | を記載しています。                                     |
| の許可事項                         | *掲載以外の各種許可,認可,免許証等は各発行先で確認                    |
| <ul><li>第一種動物取扱業の登録</li></ul> | をお願いいたします。                                    |
| · 一般廃棄物処理業許可,自動車              |   |
| リサイクル法登録                      |   |
|                               | <br>  手続きは不要です。■公嫌の曹操えは呉帝が行います。■              |
| 25 C/11 (1)                   | 子机とは「女です。五角の自庆元は天田が日かるす。                      |
| 飼い犬登録                         | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。                      |
| 則い人立稣                         | - 一十続さは小安です。 公海の音接えは共用が行います。                  |
| ********                      | 7 (t t ) 7 T - 1                              |
| 債権者登録(呉市)                     | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。                      |
|                               |   |
| パスポート                         | パスポートの住所記載は各自で行ってください。変更前                     |
|                               | の住所は二重線で見え消しし、変更後の住所を追記してく                    |
|                               | ださい。  |
|                               | なお、修正液は利用しないでください。                            |
| 郵便物                           | 今回の住所変更については、郵便物の転送手続きは不要                     |
|                               | です。当面の間,旧住所でも郵便物は配達されます。                      |
|                               | *ゆうちょ銀行や簡易保険などは,手続きが必要です。                     |
|                               |   |

# 一般廃棄物処理業許可 自動車リサイクル法登録

(手続きが不要なもの)(しおり10ページ)

- ・ 呉市環境部が公簿の書き 換えを行います。
- 手続きは不要です。

| 手続きが不要なもの   | (次のものについては、手続きは不要です)  |
|---|---|
| ・ 営業許可(飲食店,理容店) ・ 医療機関,施術所,歯科技工所の届出事項 ・ 薬局,医薬品・毒物劇物販売業の許可事項 ・ 第一種動物取扱業の登録 | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。<br>*呉市保健所及び呉市環境部が管轄している一部の許可等<br>を記載しています。<br>*掲載以外の各種許可,認可,免許証等は各発行先で確認<br>をお願いいたします。 |
| ・ 一般廃棄物処理業許可, 自動車<br>リサイクル法登録<br><del>- 鉱地使用計</del> 可                     | <b>■ 手続きは不要です。■幺券の書換えは呉帝が行きはす。■</b>   |
| 飼い犬登録   | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。  |
| 債権者登録(呉市)   | 手続きは不要です。公簿の書換えは呉市が行います。  |
| パスポート   | パスポートの住所記載は各自で行ってください。変更前<br>の住所は二重線で見え消しし、変更後の住所を追記してく<br>ださい。<br>なお、修正液は利用しないでください。                           |
| 郵便物   | 今回の住所変更については、郵便物の転送手続きは不要です。当面の間、旧住所でも郵便物は配達されます。<br>*ゆうちょ銀行や簡易保険などは、手続きが必要です。                                  |

# 結核予防指定医療機関 生活保護指定医療機関

(手続きが<u>不要</u>なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

- 結核予防指定医療機関保健所に確認したところ、変更申請は不要です。
- 生活保護指定医療機関 呉市が職権で変更しますので、手続きは不要です。
- ※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。

# 続きまして、 住所変更手続きが「必要」な 主なものをご説明いたします。

### 住所変更手続きで特にご注意いただきたいこと 手続き「開始日」と「窓口の休み」について (しおり11ページ)

- 住所変更手続きの開始は、実施日 (平成28年9月17日)以降にお願 いいたします。
- <u>実施日よりも前に手続きをすること</u> はできません。
- 実施日は土曜日であるため、多く の窓口が休みとなっております。ご 注意ください。

### 手続きが必要な主なもの

住所は平成28年9月17日(土)から変更となりますが、土日祝日が多くの窓口が休みのため、お手続きは原則、平成28年9月20日(火)以降にお願いします。住所変更手続きは、変更日よりも前に行うことはできませんので、ご注意ください。

■次<del>のものに関しては、必要に応じて正所変要手続きをお願いいたし</del>ます。 <del>手続き四書</del>像 〒2

ページ以降をご覧ください。

住所変更手続きでは、「住居表示変更通知書」をご利用ください。

枚数が不足する場合や15歳未満の方が証明書を必要とする場合は、7ページをご覧くださ

### 該当するものについて、手続きをお願いいたします。

### <自動車関係>

- □ 運転免許証の住所 17ページに詳しく記載しています。
- □ 自動車検査証(軽自動車を除く自動車,250ccを超える二輪車)の使用者, 所有者の件所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- □ 軽自動車届出済証(軽二輪自動車〔125ccを超え250cc以下〕)の使用者・所有者の住所

### <不動産登記関係>

□ 不動産(土地・建物)所有者の住所

### <法人登記関係>

□ 法人の所在地・代表者の住所

### <社会保険(年金・健康保険)関係>

- □ 国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所
- □ 社会保険(年金・健康保険)に加入の事業所にお勤めの方の住所
- □ 社会保険に加入している事業所の所在地

### <その他市役所関係?

- □ 個人番号 (マイナンバー) カードの住所
- □ これから個人番号 (マイナンバー) カードを申請される方
- □ 通知カードの住所
- □ 住民基本台帳カード (顔写真付き) の住所
- □ 特別永住者証明書, 在留カードの住所
- □ 障害者有料道路割引
- □ 支給認定証(認可保育所)の住所
- □ 放課後児童会に通う児童の住所
- □ 被爆者健康手帳の住所
- □ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の住所
- □ 図書館利用者カード

11

## 車検証、届出済証(しおり12ページ)

### (手続きが必要なもの)

- 車検証や届出済証の住所変更は. 郵送で行うこと が出来ません。
- また, 土日祝日の受付もございません。
- 手続き先が呉市から遠く、手続きをされる際にはみ なさまにご面倒をおかけすることとなります。申し訳 ございません。
- 変更手続きの期限については、実施日以降、みなさ まのご都合に合わせて、なるべくお早めにお願いい たします。車検が近い場合はその際にお願いいたし ます。
- ※ 自動車税は 手続き不要です。広島県西部県税事 務所が送付先住所を新しい住所に変更いたします。
- ※ 125cc以下の二輪車は、手続き不要です。呉市が 新しい住所に変更いたします。

- □ 呉市立小学校・中学校以外の学校に通学している児童・生徒の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 機関,保険会社,ゆうちょ銀行との取引や契約のある方の住所

| 内容                | 手続先                | 期限        | 必要書類                     |
|-------------------|--------------------|-----------|--------------------------|
| 運転免許証の住所          | 広警察署               | 住所変更の実施   | ①運転免許証                   |
|                   | 呉警察署               | 日以降すみやか   | ②記載事項変更届                 |
| ※詳細は、17ページを       | 広島県運転免許セン          | E         | (窓口に備え付けてあります)           |
| ご覧ください。           | ター                 |           | ③住居表示変更通知書(または           |
|                   | 1000               |           | () 青 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) |
| 自動車検査証            | 中国運輸局広島運輸          | 住所変更の実施   | ①車検証又は届出済証(2輪車の          |
| (自動車〔軽自動車を        | 支局                 | 日以降, なるべ  | 場合)                      |
| 除く〕,250ccを        | <b>☎</b> 050-5540  | くお早めに     | ②住居表示変更通知書(または           |
| 超える二輪車)の使用        | -2068              | (車検が近い場   | 住居表示変更証明書)               |
| 者・所有者の住所          |                    | 合は, 車検時等  | ③印鑑 (認印)                 |
|                   |                    | に申請してくだ   | ④申請書 (手続先にあります)          |
|                   |                    | さい。)      |                          |
| 軽自動車検査証の使用        | 軽自動車検査協会広          | 住所変更の実施   | ①車検証                     |
| 者・所有者の住所          | 島主管事務所             | 日以降、なるべ   | ②住居表示変更通知書(または           |
|                   | <b>☎</b> 050-3816- | くお早めに     | 住居表示変更証明書)               |
|                   | 3080               | (車検が近い場合  | ③印鑑 (認印)                 |
|                   |                    | は,車検時等に申  | ④申請書 (手続先にあります)          |
|                   |                    | 請してくださ    |                          |
|                   |                    | (1°)      |                          |
| 軽自動車届出済証          | 中国運輸局広島運輸          | 住所変更の実施   | ①届出済証                    |
| (軽二輪自動車〔12        | 支局                 | 日以降、なるべ   | ②住居表示変更通知書(または           |
| 5 c c を超え 2 5 0 c | <b>☎</b> 050-5540  | くお早めに     | 住居表示変更証明書)               |
| c 以下〕)の使用者・所      | -2068              |           | ③印鑑 (認印)                 |
| 有者の住所             |                    |           | ④自賠責保険証明書                |
|                   |                    |           | ⑤申請書(手続先にあります)           |
|                   |                    |           |                          |
| * 各機関の所在地や連絡      | 先は「関係機関のご案         | 内」(23ページ) | でご確認ください。                |

### 不動産登記関係(しおり13ページ)

(手続きが<mark>必要</mark>なもの)

- 不動産(土地・建物)の所有者の住所については、変更手続きの期限は、 特にありません。
- <u>売買や贈与などの事由が発生したときに併せて行ってもかまいません。</u>
- 不動産(土地・建物)の所有者の住所変更については、18ページ以降に解説をしております。手続きを希望される方はご覧ください。

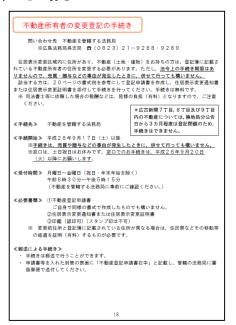
※ 広古新開7丁目, 8丁目, 9丁目内の不動産については, 換地処分公告 日から3カ月程度は登記閉鎖のため, 手続きはできません。ご注意くださ

い。

| 建物)の所有者   | 法務局  | RE 1  | などの事由が発生した   | 223                                   |                                  |
|---|--|---|--|---------------------------------------|----------------------------------|
| の住所   |  | <u>(C#</u>  | せて行っても構いませ   | ±٨.                                   | ②住居表示変更通知書                       |
|   | *広古新!  | 月7丁   |  |                                       | (または住居表示変更                       |
| ※詳細は、18ペ  | <b>目、8</b> ▼ 目                                   | 及び9   * 位   | 古新開7丁目、8丁  | 及び                                    | 証明書)                             |
| 一ジをご覧くださ  | 丁目内の不  | 下動産の <u>9</u> 7   | 目内の不動産につい  | Clå,                                  |                                  |
| U.  | 管轄は広島  | 法務局 換地  | 処分公告日から3カ  | 月程度                                   | ③印鑑 (認印でも可)                      |
|   | 呉支局です  | i. <u>it S</u>  | 記閉鎖のため、手続  | きはで                                   |                                  |
|   |  | 8.3   | tt A.  |                                       |                                  |
| * 各機関の所在地や  | 連絡生仕「  | 関係機関のごま   | (カ) (23ページ) で  | ご確認                                   | ださい                              |
| (法人登記関係   | )  |   |  |                                       |                                  |
| 内容  |  | 手続先   | 期限   |                                       | 必要書類                             |
| 法人の所在地・代  | 本店を管   | 「轄する法務局   | 住所変更の実施日か  | 16                                    | ①会社変更登記申請書                       |
| 表者の住所   |  | Iにある場合  | 2週間以内  |                                       | ②住居表示変更通知書                       |
|   |  | 法務局が管轄  |  |                                       | (または住居表示変更                       |
| *詳細は「会社等法   | です。  |   |  |                                       | 証明書)                             |
| 人の変更登記につい   | 支店を管   | 「轄する法務局   | 住所変更の実施日か  | 16                                    | ①会社変更登記申請書                       |
| て」をご確認くださ   |  | にある場合   | 3週間以内  |                                       | ②本店の変更登記を証                       |
| い(法人にのみ同封   | は,広島   | 法務局が管轄  | *本店の登記手続き  | を先                                    | する「登記事項証明                        |
| しています)。 です。   |  |   | に済ませてください。   |                                       | 書」                               |
|   |  |   |  |                                       |                                  |
|   | 連絡先は「  |   | 内」(23ページ) で  |                                       | ください。                            |
| *各機関の所在地や   | 連絡先は「  |   | 内」(23ページ) で  |                                       | ください。<br>必要書類                    |
| *各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容  | 連絡先は「金・健康  | 保険)関係)<br>手続先   | 内」(23ページ)で<br>  期限   | ご確認                                   | 必要書類                             |
| * 各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被係<br>社員・公務員に扶養   | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会                           | 保険)関係)<br>手続先<br>扶養者の動務   | <ul><li>内」(23ページ)で</li><li>期限</li><li>先住所変更の実施</li></ul>                                   | ご確認・扶養者                               | 必要書類                             |
| * 各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被例  | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会                           | 保険)関係)<br>手続先<br>扶養者の動務   | <ul><li>内」(23ページ)で</li><li>期限</li><li>先住所変更の実施</li></ul>                                   | ご確認・扶養者                               | 必要書類                             |
| * 各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被係<br>社員・公務員に扶養   | 連絡先は「金・健康保険者(会                                   | 保険)関係)<br>手続先<br>扶養者の勤務<br>にご確認くだ<br>い。                         | 内」(23ページ)で<br>  期限<br>  先 住所変更の実施<br>  古以降すみやか   | 大養者い。                                 | 必要書類<br>の勤務先にご確認くださ              |
| * 各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被例<br>社員・公務員に扶身<br>る配偶者)の住所   | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会<br>きされてい<br>連康保険)         | 保険)関係)<br>手続先<br>扶養者の勤務<br>にご確認くだ<br>い。                         | (2 3 ページ) で   期限  <br>集  | 大養者い。                                 | 必要書類<br>の勤務先にご確認くださ              |
| *各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被例<br>社員・公務員に扶身<br>る配偶者)の住所<br>社会保険(年金・制                                   | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会<br>きされてい<br>連康保険)         | 保険)関係)<br>手続先<br>扶養者の勤務<br>にご確認くだい。<br>勤務先にご確                   | (23ページ)で<br>期限<br>先 住所変更の実施<br>さ 日以降すみやかに<br>認 住所変更の実施                                     | 大養者い。                                 | 必要書類<br>の勤務先にご確認くださ              |
| *各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年全第第号を<br>社員・金第第目に挟動<br>る配偶者)の住所<br>社会保険(年金・根<br>に加入の事業所に                       | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会<br>きされてい<br>建康保険)<br>お勤めの | 保険)関係<br>手続先<br>扶養者の動務<br>にご確認くだい。<br>動務先にご確<br>ください。           | 内」(23ページ)で<br>期限<br>先 住所変更の実施<br>日以降すみやか<br>に<br>認 住所変更の実施<br>日以降すみやか<br>に                 | 扶養者い。勤務先                              | 必要書類<br>の勤務先にご確認くださ              |
| *各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被制<br>社員・公務員に技<br>る配偶者)の住所<br>社会保険(年金・根<br>に加入の事業所に<br>方の住所                | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会<br>きされてい<br>建康保険)<br>お勤めの | 保険)関係<br>手続先<br>扶養者の動務<br>にご確認くだい。<br>動務先にご確<br>ください。           | 内」(23ページ)で<br>期限<br>先 住所変更の実施<br>日以降すみやか<br>に<br>経 住所変更の実施<br>に<br>住所変更の実施<br>に<br>住所変更の実施 | ご確認・<br>扶養者<br>い。<br>動務先              | 必要書類 の動務先にご確認ください。  事業所所在地変更届    |
| * 各機関の所在地や<br>(社会保険(年<br>内容<br>国民年金第3号被別<br>社員、公務員には別<br>る配偶者)の住所<br>社会保険(年金・制<br>に加入の事業所に<br>方の住所<br>社会保険(下加入し | 連絡先は「<br>金・健康<br>保険者(会<br>きされてい<br>建康保険)<br>お勤めの | 保険)関係<br>手続先<br>扶養者の動務<br>にご確認くだい。<br>動務先にご確<br>ください。<br>具年金事務所 | 内」(23ページ)で<br>期限<br>先 住所変更の実施<br>日以降すみやか<br>に<br>経 住所変更の実施<br>に<br>住所変更の実施<br>に<br>住所変更の実施 | ご確認<br>扶養者<br>い。<br>勤務先<br>①適用<br>②住居 | 必要書類<br>の動務先にご確認くださ<br>にご確認ください。 |

不動産 (土地・ 不動産を管轄する <u>特に期限はありません。売買や</u> ①不動産登記申請書

(不動産登記関係)



# 法人登記関係(しおり13ページ) (手続きが必要なもの)

法人の所在地や代表者の住所について、手続きが必要です。

法人登記をされている法人事業所様に、 「会社等法人の変更登記について」を 同封しております。

詳細は後のスライドでご説明いたしま

す。



平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目 住居表示再整備による

会社等法人の変更登記について

- ○次の場合に, 法人の登記変更の申請手続きが必要です。
- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登記してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合 法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、 法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が,土地建物等の不動産を 所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有して いる場合

### お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ (0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

1

### 社会保険(年金・健康保険)関係 (しおり13ページ) (手続きが必要なもの)

・ 社会保険に加入して いる事業所

呉年金事務所への手続きが必要です。詳細については、 呉年金事務所にお問合せください。

### (不動産登記関係)

| 内容        | 手続先      | 期限             | 必要書類        |
|-----------|----------|----------------|-------------|
| 不動産(土地・   | 不動産を管轄する | 特に期限はありません。売買や | ①不動産登記申請書   |
| 建物)の所有者   | 法務局      | 贈与などの事由が発生したとき |             |
| の住所       |          | に併せて行っても構いません。 | ②住居表示変更通知書  |
|           | *広古新開7丁  |                | (または住居表示変更  |
| ※詳細は, 18ペ | 目,8丁目及び9 | *広古新開7丁目.8丁目及び | 証明書)        |
| 一ジをご覧くださ  | 丁目内の不動産の | 9丁目内の不動産については、 |             |
| U.        | 管轄は広島法務局 | 換地処分公告日から3カ月程度 | ③印鑑 (認印でも可) |
|           | 呉支局です。   | は登記閉鎖のため、手続きはで |             |
|           |          | きません。          |             |

<sup>\*</sup>各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ)でご確認ください。

### (法人登記関係)

| 内容        | 手続先        | 期限          | 必要書類       |
|-----------|------------|-------------|------------|
| 法人の所在地・代  | 本店を管轄する法務局 | 住所変更の実施日から  | ①会社変更登記申請書 |
| 表者の住所     | *呉市内にある場合  | 2週間以内       | ②住居表示変更通知書 |
|           | は,広島法務局が管轄 |             | (または住居表示変更 |
| *詳細は「会社等法 | です。        |             | 証明書)       |
| 人の変更登記につい | 支店を管轄する法務局 | 住所変更の実施日から  | ①会社変更登記申請書 |
| て」をご確認くださ | *呉市内にある場合  | 3週間以内       | ②本店の変更登記を証 |
| い(法人にのみ同封 | は,広島法務局が管轄 | *本店の登記手続きを先 | する「登記事項証明  |
| しています)。   | です。        | に済ませてください。  | 書」         |

<sup>\*</sup>各機関の所在地や連絡先は「関係機関のご案内」(23ページ) でご確認ください。

#### (社会保険(年金・健康保険)関係)

| 内容                                      | 手続先              | 期限        | 必要書類           |  |  |
|---|------------------|-----------|----------------|--|--|
| 国民年金第3号被保険者(会                           | 扶養者の勤務先          | 住所変更の実施   | 扶養者の勤務先にご確認くださ |  |  |
| 社員・公務員に扶養されてい                           | にご確認くださ          | 日以降すみやか   | U.             |  |  |
| る配偶者)の住所                                | ()°              | E         |                |  |  |
| 社会保険(年金・健康保険)                           | 勤務先にご確認          | 住所変更の実施   | 勤務先にご確認ください。   |  |  |
| に加入の事業所にお勤めの                            | ください。            | 日以降すみやか   |                |  |  |
| 方典性 胖                                   |                  |           |                |  |  |
| 社会保険に加入している事                            | 呉年金事務所           | 住所変更の実施   | ①適用事業所所在地変更届   |  |  |
| 業所の所在地                                  | <b>☎</b> 22-1691 | 日以降すみやか   | ②住居表示変更通知書(または |  |  |
|   |                  | 1=        | 住居表示変更証明書)     |  |  |
| *各機関の所在地や連絡先は「                          | 関係機関のご案内         | (23ページ) で | ご確認ください。       |  |  |
| *上記に関する申請届出用紙は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。 |                  |           |                |  |  |

### その他, みなさまのご契約やご利用に応じて, 住所変更手続きをお願いしたいもの (しおり16ページ)

次のものについては、契約先などにご 確認ください。

- 携帯電話をお持ちの方
- 固定電話をお持ちの方
- 銀行などの金融機関、保険会社、ゆうちょ銀行との取引や契約がある方
- 各種免許や許可証をお持ちの方

#### (その他)

| 内容                         | 手続等                        |
|----------------------------|----------------------------|
| 呉市立小学校·中学校以外の学校に通          | 通学先にご確認ください。               |
| 学している児童・生徒の <del>住</del> 所 |                            |
| 携帯電話等契約者の住所                | 契約先にご確認ください。               |
|                            |                            |
| 固定電話をお持ちの方の住所              | 契約先にご確認ください。               |
|                            | NTT西日本の場合は,116にお問い合わせください。 |
| 金融機関,保険会社,ゆうちょ銀行と          | 取引先、契約先にご確認ください。           |
| の取引や契約のある方の住所              |                            |
| 会社等にお勤めの方の住所               | 勤務先にご確認ください。               |
| 1                          |                            |
| 各種免許・許可証の住所                | 関係機関にご確認ください。              |
|                            |                            |

#### ○携帯電話、銀行など主な問い合わせ先

一部 I P電話からは、つながらない場合があります。) 帯 話 au 携帯電話から 157(無料) (KDDI) ソフトパンク ソフトパンク携帯電話から 157(無料) モバイル - 一般電話から 0800-919-0157(無料) 広島銀行 住所変更手続きの詳細は、お取引店にご確認ください。 伊予銀行 具信用金庫 くれしんお客様ダイレクトサービスセンター・・・・ 20120-270-043(無料) 具農業協同組合 ゆうちょ銀行 ゆうちょコールセンター・・・・・・ ☎0120-108-420(無料)

### 小児慢性特定疾病指定医療機関

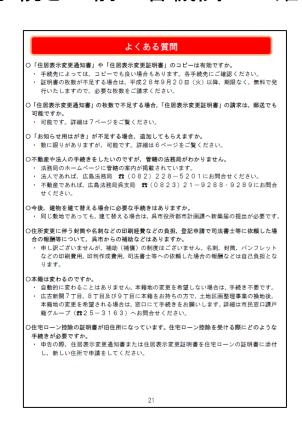
(手続きが必要なもの) (通知書配布後お問い合わせ頂いたもの)

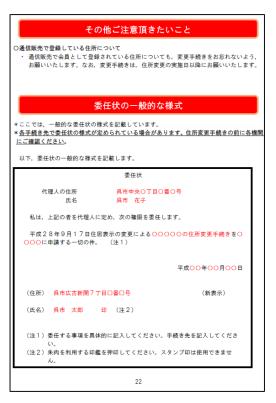
 小児慢性特定疾病指定医療機関 変更届の提出が必要です。
 変更届の様式は、呉市ホームページにあります。
 「住居表示変更通知書」を添付し、保健所保健総務課にご提出ください。

具市ホームページ <u>www.kure.lg.jp</u> 組織で探す → 福祉保健部 保健総務課 → 届出・申請 → 指定医療機関の指定医の申請手続き(小児慢性特定疾病医療 費助成制度)

※上記の内容については、9月上旬に発行いたします「住居表示再整備ニュース第6号」でみなさまにお知らせいたします。

- これまでいただいたご質問とその回答(しおり21~ 22ページ)
- 委任状の一般的な様式(しおり22ページ)
  - ※ 各手続き先で委任状の様式が定められている場合があります。住所 変更手続きの前に各機関にご確認ください。





### 関係機関のご案内(しおり23~24ページ)

### 関係機関のご案内

#### 住居表示全般に関すること

#### ■呉市役所

都市部 都市計画課 総務グループ (市役所 6億) 皇市中央4丁月1乗6号

☎ (0823) 25-3366

雪子メールアドレス tosikei@citv.kure.lg.ip FAX (0823) 24-6831

#### 各種手続きに関すること

#### ■呉市役所 呉市中央4丁目1番6号

四(0823) 25-3100(代表)

(マイナンバー、住基カード、特別永住者等)

市民窓口課 住民記録グループ (市役所1番) z (0823) 25-3161

### (障害者有料道路割引)

障害福祉課 給付グループ(赤松板2階) ☎ (0823) 25-3135

(支給認定証、認可保育所、認定こども関) 子育て施設課 保育認定グループ (赤松房3番)

#### (放課後児童会)

子育で支援課 企画グループ(赤谷房2番) ☎ (0823) 25-3254

■呉市保健所 すこやかセンターくれ

z (0823) 25-3144

具市和庄1丁目2番13号

#### (被爆者健康手帳)

保健総務課 医務グループ z (0823) 25-3534

(指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証)

保健総務課 予防グループ

☎ (0823) 25-3525

■広市民センター 県市広古新聞2〒月1番3号 ※広市民センターでは、マイナンバー、住墓カード。 特別永住者等の手続きも可能です。ただし、一部手続 きについて、広市民センターでは変更手続きができな いものがございます。詳しくは、8~9ページ、14 ~15 ページをご覧ください。

#### (図書館利用者カード)

広図書館 ☎(0823)71-7470

### ■広警容署

呉市広大新開1丁目5番6号

**☎** (0823) 75-0110

#### ■広郵便局

具市広本町1丁目6番1号

z (0823) 71-9396

#### ■呉警察署

具市西中央2丁目2番4号

z (0823) 29-0110

■広島法務局呉支局(不動産登記部門) 具市中央3丁目9番15号

z (0823) 21-9288 · 9289

#### ■呉年金事務所

具市宝町2番11号

z (0823) 22-1691

### ■広島法務局(法人登記部門)

広島市中区上八丁畑6番30号 広島合同庁舎3号館

四(082)228-5201(代表)

JR広島駅 合同庁舎任由各方面行きバス乗車 「合同 庁舎前」停留所下車 徒歩1分

### ■中国運輸局広島運輸支局

広島市西区観音新町4丁目13-13-2 ☎ 050-5540-2068

■軽自動車検査協会広島主管事務所

広島市西区観音新町4丁目13-13-4

**☎** 050-3816-3080

JR広島駅又は横川駅 「マリーナホップ」行きバス乗 車 「山陽学園前」停留所下車 徒歩1 - 3 分

### ■広島県運転免許センター

広島市佐伯区石内南3丁目1番1号 z (082) 228-0110

警察本部の実内が出ますので「広島県運転免許センター」 の内線接機を依頼してください。

アストラムライン広域公園前駅 広域公園前駅(広島條 道大学入口)パス体 『使料センター』行広島電性パス 乗車 「運転免許センター」停留所下車 徒歩1分

### 地図1

地図2

地図3

地図6





の表現を の表現を











- このたびは、住居表示再整備に伴い、みなさまに住所変更手続きのお手間をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。
- このたびの住居表示再整備は、誰にでもわかりやすい街にするために必要なものでございます。
- みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

## みなさまへのお願い

- 住所変更の実施日 平成28年9月17日からは、変更後の 住所をお使いください。
  - ※ あて先が変更前住所で書かれた郵便でも、住所変更 後も当面の間、配達されますのでご安心ください。
- 住所変更手続きは、実施日である平成28年9月17日から 可能です。
- ただ、実施日が土曜日であるため、市役所を含むほとんどの窓口が休みとなっておりますので、ご注意ください。
- 住所変更に伴う名刺, 封筒, パンフレットなどの経費, 登記申請で司法書士に依頼した場合の報酬, 各種申請を依頼した場合の代行手数料などは, 自己負担となりますので, ご了承ください。

・以上が、法人事業所様に共通する 手続きなどの説明です。

これ以降の説明は、法人登記をされている法人事業所様への説明となります。

# 会社等法人の変更登記について「法人の所在地・代表者の住所」

## 法人登記をされている 法人事業所様向け

法人登記をされている法人事業所様には, 法人登記変更を解説した 「会社等法人の変更登記について」を 配布しております。 平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目 住居表示再整備による 会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登記してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合 法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、 法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が、土地建物等の不動産を 所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有して いる場合

#### お間合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ (0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

# 次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。(表紙)

- 1. 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に、法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、 法務局に登記している場合
- 2. 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に,法人 の代表者の住所がある場合
- 3. 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法 人が,土地建物等の不動産を所有して いる場合
  - ※ 法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、 有限会社の取締役など、法務局に住所が登記 されている方を言います。

平成28年9月17日(土) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目 住居表示再整備による

会社等法人の変更登記について

○次の場合に、法人の登記変更の申請手続きが必要です。

- (1) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の本店(または主たる事務所)あるいは支店(従たる事務所)の所在地があり、法務局に登記してある場合
- (2) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目に法人の代表者の住所がある場合 法人の代表者とは、株式会社の代表取締役、有限会社の取締役等、 法務局に住所が記載されているものをいいます。
- (3) 広古新開7丁目・8丁目・9丁目にある法人が,土地建物等の不動産を 所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有して いる場合

#### お問合せ先

住居表示の変更について 呉市 都市部 都市計画課 総務グループ (0823)25-3366

法人登記の変更について 広島法務局 (082)228-5201(代表)

不動産登記の変更について 広島法務局呉支局 (0823)21-9288・9289

## 法人登記の変更 手続き先など

(2~3ページ)

### • 手続き開始

平成28年9月17日(土)以降 窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降

### • 法令上の登記期間

本店, 法人代表者 2週間以内 支店 3週間以内

### • 手続き先

広島法務局法人登記部門(所在地, 電話番号については, 12 ページをご覧ください)

### • 申請方法

窓口申請に加えて、郵送での申請も可能です。

郵送の際には、簡易書留でお願いします。(詳細は3ページをご覧ください)

### • 登録免許税

住居表示変更通知書または証明書を添付することにより、非 課税となります。

### 4.5ページの表に手続きの概要を示しています。

住居表示による変更は、会社の移転等による住所(所在地)そのものの変更とは異なり「住所の表示変更」となるため、登録免許税は非課税になっています。
 なお、以下の費用については、みなさまのご負担(有料)となりますのでご注意ください。

\*・。 本店支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合 住居表示変更以外の変更事項がある場合

司法書士等に依頼した場合の報酬

登記事項証明書の交付手数料

- \* 本店支店の一括申請手数料の納付方法は,管轄法務局にご相談ください。
- 法人登記・不動産登記の取扱いについて、疑問な点がある場合は、それぞれの担当 登記部門へお問合せください。

法人登記:広島法務局 電話番号(082)228-5201(代表) 不動産登記:広島法務局呉支局 電話番号 (0823)21-9288·9289

- 手続きは、平成28年9月17日(土)以降に行ってください。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行ってください。土日祝日は閉庁日です。
- お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。
- 法人登記の変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の所在地が旧表示の ままとなり、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることがで きません。

- 「変更登記申請書」は、ご自身で同様の書式で作成していただいても構いません。
- ・住居表示変更証明書は、呉市役所6階都市計画課、広市民センター又は各市民センターで、平成28年9月20日(火)以降、無料で発行いたします。また、住居表示変更通知書は、実施日以降、住居表示変更証明書としても使用できます。住居表示変更証明書の詳細は、「住所変更手続きのしおりまご覧ください。
- 会社以外の法人は、本店を「主たる事務所」、支店を「従たる事務所」と読み替えてく がさい。

2

#### 申請方法

(1) 家口申請

管轄法務局の受付時間内に必要書類をご持参ください。

(2)郵送申記

申請書を入れた封筒の表面に「登記申請書在中」と明記し、到達確認が可能な書留 郵便で郵送してください。

(3) オンライン申請

「登記・供託オンライン申請システム」が利用できます。 詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

### 法人登記の変更でご注意いただきたいこと (2ページ)

- 法人登記の変更期限は法令の規定により、本店と代表者の場合2週間以内、支店の場合3週間以内となっております。
- お手数ですが、法人の権利を守り、取引 の安全を図るため、必要な手続きをしてい ただきますよう、お願いいたします。
- 「住居表示変更通知書」は実施日以降, 証明書としてお使いいただけます。通知 書で枚数が不足する場合,証明書をご請 求ください。請求書の請求方法は「住所変 更手続きのしおり」をご覧ください。

### 4.5ページの表に手続きの概要を示しています。

住居表示による変更は、会社の移転等による住所(所在地)そのものの変更とは異なり「住所の表示変更」となるため、登録免許税は非課税になっています。
 なお、以下の費用については、みなさまのご負担(有料)となりますのでご注意ください。

本店支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合

住居表示変更以外の変更事項がある場

司法書士等に依頼した場合の報酬

登記事項証明書の交付手数料

- \* 本店支店の一括申請手数料の納付方法は,管轄法務局にご相談ください。
- 法人登記・不動産登記の取扱いについて、疑問な点がある場合は、それぞれの担当 登記部門へお問合せください。

法人登記:広島法務局 電話番号(082)228-5201(代表) 不動産登記:広島法務局呉支局 電話番号(0823)21-9288\*9289

- 手続きは、平成28年9月17日(土)以降に行ってください。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(水)以降に行ってください、土日祝日は関庁日です。
- お手数ですが、法人の権利を守り、取引の安全を図るため、必要な手続きをしていたがきますとうな願いいたします。
- 法人登記の変更登記をしなかったら

本店の場合で、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の所在地が旧表示の ままとなり、新しい所在地の表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることがで きません。

- 「変更登記申請書」は、ご自身で同様の書式で作成していただいても構いません。
- 住居表示変更証明書は, 呉市役所6階都市計画課, 広市民センター又は各市民センターで、平成28年9月20日(火)以降, 無料で発行いたします。また, 住居表示変更通知書は, 実施日以降, 住居表示変更証明書としても使用できます。住居表示変更証明書の詳細は、「住所変更手続きのしおり」をご覧ださい。
- 会社以外の法人は、本店を「主たる事務所」、支店を「従たる事務所」と読み替えてください。

# 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの本店の所在地 (4ページ左)

・ 本店が広古新開7丁目,8丁目,9丁目にある場合には,

「本店所在地の登記変更」 が必要です。

- 1. まず,本店において,登記簿の本店の所在地を変更する手続きを行います。
- 2. 次に, 法人登記をしている支店がある 場合には, 支店(広島法務局の管轄区域外にある場合のみ)において, 登記 簿の本店の所在地を変更する手続き を行います。

法人の登記変更の申請手続きが必要なもの



※支店におけるお手続きについては、広島法務局法人登記部門にお問い合わせください。

## 「本店所在地の登記変更」記載例

(7ページ)

- 記載例は7ページの【例2】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時 に行う記載例は6ページの 【例1】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時 に行う記載例は後のスライ ドでご説明いたします。

|                             |  | 株式会社 特例有限:  | 変更登         | 記申請書   | (注1)              |
|-----------------------------|--|-------------|-------------|--|-------------------|
|                             |  |             |             | (分かる場)   | 合に記入) (注2)        |
|                             |  |             | 株式会社        |  |                   |
|                             | _  |             |             | 番○号  | (旧表示)             |
| 1. 登記                       |  |             | 示の変更によ      |  | A 77              |
| 1 99 91                     |  |             |             | る役員の住所:<br>日住居表示の:   |                   |
|                             | -  |             |             | 日任店衣小の:<br>□号  | (新表示)             |
|                             |  |             | (氏名)        |  | (制収小)             |
|                             | 日生所                                      | - AN MAD IN | (14.47)     | -  |                   |
|                             |  | 登録免許税       | 法第5条第4      | 号により非課   | 既                 |
| 1. 添付                       | 書類                                       | 证明書         | <u>1</u> _通 |  | (注3)              |
| 上記のと:                       | おり、登記の                                   | の申請をし       | ます。         |  |                   |
| 平成                          | 00年0                                     | O 月 OC      | 日 (提出日・     | 郵送の場合は発送   | 日)                |
| 申請人                         | (本店)                                     | 與市広古        | 新開七丁目口      | 番□号(業  | <b>新表示)</b>       |
|                             | (商号)                                     | 〇〇産業        | 株式会社        |  | 1                 |
| (代表:                        | 70.000 000 000 000 000 000 000 000 000 0 |             | )丁目〇番〇月     | The same of the sa | (注4)              |
|                             |  |             | 役 (氏名) 0    | The second secon | \ \ <del>\_</del> |
|                             |  | 0000        | 00 -        |  |                   |
| 広島法務                        | 局御中                                      |             |             |  | 法務局届出印            |
| 注1)特例                       | 有限会社の                                    | 場合は,「4      | 寺例 有限会社」    | にチェックし   | 、「株式会社」を          |
| ALTO SERVICE YOUR PROPERTY. |  |             | さい。訂正印      | は不要です。   |                   |
|                             | る場合に記                                    |             |             | が更通知書マル  | は住居表示変更証          |
|                             |  |             | - 一口点水水     | ~ へ 個 州 日 人 !  | · 压用 & 小 & 关 !!!  |
| 明書                          | を添付して                                    | 11-610      |             |  |                   |

### 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 支店の所在地 (4ページ右)

- ・「支店の所在地変更」の 詳細な手続き方法は、広 島法務局法人登記部門 にお問い合わせください。
- なお、支店の登記をされていない場合、手続きは不要です。

|                    | 本店が実施区域内にある場合  |   |  | 支店が実施区域内にある場合  |   |  |  |
|--------------------|--|---|--|--|---|--|--|
| 手続きをする事項           | 本店所在地の登記変更   |   |  | 支店所在地の変更登記   |   |  |  |
| 手続内容               | を変更する手続きを行う。<br>(2)次に、支店(広島法務局の管轄区域外にあ<br>場合のみ)において、登記簿の本店の所在地を<br>変更する手続きを行う。   |   |  | 1 (1)まず、本店において、登記簿の支店の所在地を変更する手続きを行う。<br>(2)次に、支店(本店が広島法務局の管轄区域<br>外にある場合のみ)において、登記簿の支店の所<br>在地を変更する手続きを行う。                  |   |  |  |
| TALFIE             | する手続きを同時に行うこ   | とができます。<br>ることによって、本店   |  | は、登記簿の本店所在地及<br>書法務局で支店における登   |   |  |  |
| 区分                 | 本店における手続き  | 支店における<br>手続き   |  | 本店における手続き  | 支店における<br>手続き   |  |  |
| 提出先                | 広島法務局  | 支店を管轄する<br>法務局  |  | 本店を管轄する<br>法務局   | 広島法務局   |  |  |
| 法令上の<br>登記期間       | 2週間以内  | 3週間以内   |  | 2週間以内  | 3週間以内   |  |  |
| 手続きに書<br>必要な書<br>類 | 1 会社変更登配申請書<br>(例2)<br>2 住居表示変更通知書。<br>または住居表示変更証明書<br>* 支店における登記も同時に申請する場合本支<br>店一括申請は、管轄法<br>務局ごとに、手数料300<br>円が別途必要です。 | 1 会社変更登記申書<br>2 本店における手縛<br>きの後、本店におい<br>き変更登記したことを<br>する「登記事項証明書」<br>* 本文店一括申請?<br>行った場合は、本手<br>続きは不要です。 | The same of the sa | 1 会社変更登配申請書<br>2 住居表示変更通知書。<br>または住居表示変更更知明書。<br>書<br>* 支店における登記も同<br>時に上括ける登記も同<br>時に上括は、管轄200<br>所に対する場合管轄200<br>所の対象必要です。 | 1 会社変更登記申加<br>書 2 本店における手続きの後、本店においたことを変更登記したことを変更登記したことを変更登記したことを調査書」<br>* 本文店一括申請を<br>きして、本手材きない。 |  |  |
|                    |  |   | ľ  | ※支店におけるお手続きに<br>局法人登記部門にお問い。   |   |  |  |

### 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 法人代表者の住所 (5ページ左)

• 法人代表者の住所が広古新開7丁目,8丁目,9丁目にある場合には,

「法人代表者の住所変更」 が必要です。

- 1. 本店において、登記簿の代表者の住所を変更する手続きを行う。
- 2. 支店におけるお手続きは不要です。

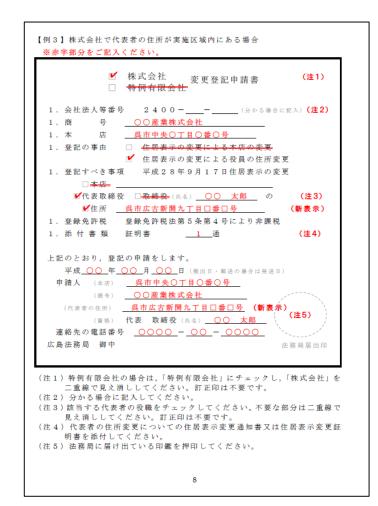


※注1 土日祝日は閉庁日です。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行って下さい。

## 「法人代表者の住所変更」記載例

(8ページ)

- 記載例は8ページの【例3】を ご覧ください。
- ・「本店所在地の登記変更」と 「法人代表者の住所変更」は 1枚の申請書で手続きできま す。記載例は6ページの 【例1】をご覧ください。
- 本店と法人代表者を同時に行 う記載例は次のスライドでご 説明いたします。



### 「本店所在地の登記変更」と「法人代表者の住所変更」 を1枚の申請書でおこなう場合 記載例

(6ページ)

記載例は6ページの【例1】を ご覧ください。

・ 住居表示変更通知書は,本店 の通知書と代表者の通知書, それぞれが必要です。

【例1】株式会社で本店及び代表者の住所が実施区域内にある場合 ※赤字部分をご記入ください。 変更登記申請書 (注1) (注3) (新表示) (注4) 上記のとおり、登記の申請をします。 限会社の場合は、「特例有限会社」にチェックし、「株式会社」を 重線で見え消ししてください。訂正印は不要です。 (注2) 分かる場合に記入してください。 する代表者の役職をチェックしてください。不要な部分は二重線で ・代表者の住所がすべて変わる場合、住居表示変更通知書又は住居 更証明書をそれぞれ添付してください。 (注5) 申請人は、法人の登記簿上の代表者です。代理人が申請する場合は、委 (注6) 法務局に届け出ている印鑑を押印してください。

# 法人登記 変更登記申請書様式

- 配布物の中に、法人登記の変更登記申請書を同封しております。
- また、呉市ホームページでも様式 をPDFとワードファイルで公開しておりますので、ご利用ください。

呉市ホームページ www.city.kure.lg.jp
 行政の窓口 → 組織で探す →
 都市部 都市計画課 →
 広古新開7丁目・8丁目・9丁目の住居表示再整備

| 株式会社 変更登記申   株式会社 変更登記申   特例有限会社 変更登記申   1. 会社法人等番号   | (分かる場合に記入)<br>店の変更<br>員の住所変更<br>居表示の変更 |
|---|--|
| 1. 商 号 1. 本 店 1. 登記の事由  | 店の変更<br>員の住所変更<br>居表示の変更               |
| 1. 本 店 1. 登記の事由   住居表示の変更による本   住居表示の変更による後   中成28年9月17日住   中成28年9月17日住   中成28年9月17日住   日本店   日本店 | 員の住所変更<br>居表示の変更                       |
| 1. 登記の事由   住居表示の変更による本   住居表示の変更による役  | 員の住所変更<br>居表示の変更                       |
| 住居表示の変更による役   | 員の住所変更<br>居表示の変更                       |
| 1. 鳌記すべき事項 平成28年9月17日住  | 居表示の変更                                 |
| □本店 □代表取締役 □取締役 [長名] □住所 ■ 整線免許稅法第5粂第4号に  |  |
| □代表取締役 □取締役 [E-S]<br>□住所  |  |
| □住所<br>1. 登録免許稅 登録免許稅法第5系第4号に   |  |
| 1. 登錄免許稅 登錄免許稅法第5条第4号に  |  |
|   |  |
| 1. 添付書類 証明書 通   | より非課税                                  |
|   |  |
| 上記のとおり、登記の申請をします。   |  |
| 平成 年 月 日郷出り、夏徳の   | 場合仕禁港目                                 |
| 申請人 体版)   |  |
| (商分)  |  |
| [代表者の住所]  | /                                      |
| (資格) 代表 取締役 (E名)  | /                                      |
| 連絡先の電話番号  | \                                      |
| 広島法務局 御中  |  |

# その他手続き

法人登記をされている 法人事業所様向け

### 法人登記の変更で申請手続きが必要なもの 不動産登記名義人の住所 (5ページ右)

- 不動産の登記期間については、法 令上の定めはありません。
- 売買・贈与・抵当権の設定などの事 由が発生したときに、あわせて行っ ても構いません。
- 1. まずは法人登記の所在地変更を 行ってください。
- ※ 広古新開7丁目,8丁目及び9丁目 内の不動産については,登記閉鎖期 間中の手続きは出来ませんので,ご 注意ください。

| 手続きは、平成28年9月17日( <u>土)以降(注1)に行うようお願いいたします。</u> |   |                      |  |  |  |  |  |
|--|---|----------------------|--|--|--|--|--|
|  | 法人代表者の任<br>実施区域内にあ  |                      | 実施区域内にある法人が不動産を<br>所有している場合  |  |  |  |  |
| 手続きを<br>する事項                                   | 法人代表者の住所変更  |                      | 不動産登記名義人の住所変更  |  |  |  |  |
| 手続内容   | (1)本店において、登記簿の代表者<br>の住所を変更する手続きを行う。<br>*なお、法人の所在地変更と代表者<br>の住所変更は1枚の申請書により手<br>続きできます。<br>(例1) |                      | この登記手続きには、まずは法人登記簿の所在地変が前提となります。<br>左記の本店あるいは支店所在地の変更登記後、行ったさい。  |  |  |  |  |
| 区分   | 本店における手続き   |                      | 広島法務局呉支局の<br>管轄区域内の物件  | 広島法務局呉支局の<br>管轄区域外の物件  |  |  |  |
| 提出先  | 本店を管轄する<br>法務局  |                      | 広島法務局呉支局   | 不動産の所在地を<br>管轄する法務局  |  |  |  |
| 法令上の<br>登記期間                                   | 2週間以内   |                      | 登記期間については、法令上<br>売買・贈与・抵当権の設定など<br>に、あわせて行っても  | の事由が発生したと  |  |  |  |
| 手続きに<br>必要な書<br>類                              | 1 会社変更登記申請<br>書<br>(例3)<br>2 住居表示変更通知<br>書。または住居表示変<br>更証明書                                     | 支店にお<br>る手続き<br>不要です | 1 住居表示変更通知書。または住居表示変更証明書<br>2 代表者の資格を証する書面(省略できる場合があります)<br>3 所有権登記名義人変更登記申請書<br>(例4)<br>*広古新問7丁目、8丁目及び9<br>丁目内の不動産については、登<br>記配類期間中の手続きはできません。<br>*変更登記が完了すると、「登記<br>完了証」の受け取りが必要です。と<br>を希望する場合は、返信用針に<br>に郵便代の切手と貼付して、法務<br>同に郵便代の切手と貼付して、法務<br>局に提出してください。 | 轄する法務局の発行する<br>お法人所在地の変更者<br>記をしたことを証する<br>「登記事項証明書」<br>2 代表者の資格を証<br>する書面(省略できる場合があります)<br>3 所有権登記名義人<br>変更登記申請書<br>*詳細は管轄する法務局にお問合せください。 |  |  |  |

※注1 土日祝日は閉庁日です。窓口でのお手続きは、平成28年9月20日(火)以降に行って下さい。

### 関係機関案内

(12ページ)

法人登記のご不明な点に ついては、広島法務局へ お問い合わせください。

 不動産登記のご不明な点については、広島法務局 呉支局、または管轄法務 局へお問い合わせください。



以上が、法人登記をされている法人 事業所様への説明となります。 住居表示再整備に、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

住所変更手続きに関するお問い合わせ先

呉市 都市計画課 総務グループ 住所 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所6階 電話 (0823)25-3366